

2017年
1月からの

教えて! 健保Q&A

治療用装具の新しい申請方法って?

Q1 2017年1月から、治療用装具を作ったときの療養費の申請方法が変わるって聞いたけど、どうなるの?

A1 申請時の**必要書類が増えます。**

給付適正化のため、従来の書類に加え「装具作製確認書(作製の経緯や過程の申出書)」と「購入した装具の写真」の添付が必要になります。

必要書類

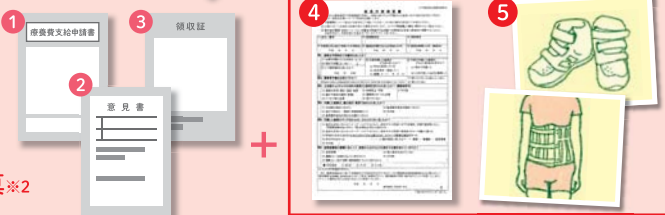
従来

- 1 療養費支給申請書
- 2 医師の意見書
- 3 装具購入領収証



2017年1月受付分から

- 1 療養費支給申請書
- 2 医師の意見書
- 3 装具購入領収証
- 4 装具作製確認書※1
- 5 購入した装具の写真※2



※1 「治療用眼鏡・コンタクトレンズ」申請時、④⑤は不要です。

※2 携帯・スマートフォン等で撮影した写真の画像データをメールで送信いただくことも可能です。
詳細は健保ホームページからご確認ください。

Q2 どうして必要書類が増えるの?

A2 治療用装具の支給基準を満たしているか、確認するためです。

治療用装具の療養費支給基準は以下の通りです。申請前にいま一度ご確認ください。

- 1 保険診療の範囲内での医療処置で対処することができない場合に、医師が治療のため必要と認めた装具であること
▶ 医師の指示によらないものは対象外です。
- 2 患部に直接作用(支持・矯正・固定・免荷)し、原因疾患の解消を目的としたものであること
▶ 日常生活や職業上必要なもの、スポーツ時に一時的に着用するものなどは対象外です。
- 3 患者の身体に合わせて個々に作製・装着されるものであること
▶ 一般流通している市販品やそれらの加工品は対象外です。
- 4 症状固定前(治療中)であること、障がいのため日常生活で必要とするものでないこと
▶ 症状固定後、障がい者の方が日常生活のために必要とする装具は「補装具」となり、市区町村の福祉制度の対象です。事前に市区町村窓口へ申請してください。

組合員の皆さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。